

社会福祉法人朝霞地区福祉会  
児童発達支援センター  
みつばすみれ学園運営規程

平成25年3月25日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「福祉会」という。）が運営する児童発達支援センターみつばすみれ学園（以下「学園」という。）は、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、児童発達支援及び保育所等訪問支援に係る事業（以下「障害児通所支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な障害児通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 学園は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援及び訓練を行う。

2 障害児通所支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努める。

3 障害児通所支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び「児童福祉法施行条例」（平成24年12月25日条例第68号。以下「条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(学園の名称等)

第3条 学園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 児童発達支援センター みつばすみれ学園

(2) 所在地 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 学園に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 施設長 1人

管理者は、学園の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 事務職員 必要な員数

事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

(3) 看護職員 1人

看護職員は、園児の診療の補助及び看護並びに園児、職員の保健衛生管理に従事する。

(4) 児童発達支援管理責任者 1人

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成等障害児支援サー

ビスの提供に関する業務に従事する。

(5) 保育士及び児童指導員 13人

保育士及び児童指導員は、児童発達支援における指導及び訓練の実施に関する業務に従事する。

(6) 医師 内科医師（嘱託） 1人

精神科医師（嘱託） 1人

整形外科医師（嘱託） 1人

歯科医師（嘱託） 1人

医師は、園児に対し、定期及び緊急時の診療及び健康管理を行う。

(7) 理学療法士（嘱託） 1人

理学療法士は、園児に対し、機能向上を目的としたリハビリ訓練等の指導管理を行う。

2 保育所等訪問支援の事業に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1人（児童発達支援の事業と兼務）

(2) 児童発達支援管理責任者 1人（児童発達支援の事業と兼務）

(3) 訪問支援員 1人（児童発達支援管理責任者と兼務）

（開園日及びサービス提供時間等）

第5条 学園の開園日及び開園時間は、次のとおりとする。

(1) 開園日 月曜日から金曜日まで。

(2) 休園日

ア 土曜日、日曜日。ただし、行事等を行う場合、管理者の判断で休園日を開園日とすることができる。

イ 国民の祝日及び12月29日から1月3日まで。

ウ 天候、災害その他のやむを得ない事情がある場合、管理者の判断で臨時休園とした日。

(3) 開園時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時45分まで。

(5) (4)のサービス提供時間のほか、特別な理由がある場合は、管理者の判断で、開園時間内のサービス提供を認めることができるものとする。

（利用定員）

第6条 児童発達支援の利用定員は、30人とする。

（障害児通所支援の内容）

第7条 児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切か

つ効果的な支援及び訓練を行う。

- 2 保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に  
適応することができるよう、保育所等の施設への訪問により、障害児の身  
体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的  
な支援を行う。

(園児に対するサービス内容)

第8条 園児に対するサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 園児に対する心構え

ア サービス提供に当たっては、医学、心理学、教育学等の知識を活  
用し、園児の心身の状況に応じて、親愛の情をもって支援するよう  
心掛けなければならない。

イ 別に定める個々の発達段階に応じて作成された個別支援計画及び、  
月間・年間支援計画等に基づきサービス提供を行うものとする。

(2) 食事提供

給食は、園児の身体の状態等を考慮したものとし、栄養基準に基づ  
いた完全給食とする。

(3) 通園手段

園児の通園方法は、家庭と学園間の通園バス運行により行う。なお、  
自主通園を希望する場合は、この限りではない。

(4) 健康管理

園児に対しては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に準  
じ、毎年2回以上の健康診断を行う。また、その結果を記録しておか  
なければならない。

(5) 健診等

園児の健康管理のため、医師（嘱託）による次の各号の健診等を行  
う。また、その結果を記録しておかなければならない。

- |          |     |
|----------|-----|
| ア 内科健診   | 月1回 |
| イ 精神発達健診 | 月1回 |
| ウ 整形外科健診 | 月1回 |
| エ 歯科検診   | 年2回 |

- 2 前項第2号から第5号の規定は、園児が保育所等訪問支援の事業のみを  
利用する場合には、適用しない。

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第9条 障害児通所支援を提供した際は、保護者から通所利用者負担額の支  
払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない障害児通所支援を提供した際は、保護者から指  
定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供し  
た障害児通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載し  
たサービス提供証明書を保護者に対して交付する。

3 次に定める費用については、保護者から費用の支払を受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

園児 ア 1食当たり180円（食事提供加算Ⅰ対象の場合）

イ 1食当たり430円（食事提供加算対象外の場合）

保護者 1食当たり449円

(2) 歯科検診におけるフッ素塗布料金 300円

(3) 特別なサービスの提供とこれに伴う費用 実費

（園外保育における公共機関の利用料（電車賃・入場料等）、施設外の特別な設備の使用、特別な娯楽の提供、特別な医療機関への移送等）

(4) 通所給付費から支給されない日常生活上の諸費用 実費

(5) その他 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付する。

6 第3項及び第4項の規定は、園児が保育所等訪問支援の事業のみを利用する場合には、適用しない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、朝霞市・志木市・和光市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 現に障害児通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに学園が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第12条 学園は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 学園は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。

- ア 虐待防止委員会の設置  
委員会の開催 年1回以上
- イ 虐待防止のための指針の整備
- ウ 虐待の防止のための研修の実施  
採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年1回以上

（業務継続計画の策定等）

第14条 学園は、感染症や非常災害の発生時において、障害児通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 学園は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 訓練の実施 年1回以上

3 学園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第15条 学園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置委員会の開催 3ヶ月に1回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施  
採用時研修 採用後3ヶ月以内  
継続研修 6ヶ月に1回以上  
訓練の実施 6ヶ月に1回以上

（身体拘束等の禁止）

第16条 学園は、障害児通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 学園は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 学園は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(職員の研修及び記録の整備)

第17条 職員の研修及び記録の整備は、次のとおりとする。

(1) 研修

職員の研修は、その職務に関する知識及び技術、執務態度等の訓練並びにその他業務において必要と認められる事項について、積極的かつ効果的に行うものとする。

(2) 記録の整備

ア 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

イ 園児に対する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保存するものとする。

(守秘義務)

第18条 職員は、業務上知り得た障害児又は通所給付決定保護者、その他当該障害児の家族の秘密（以下「業務上知り得た秘密」という。）を保持するものとする。

2 学園は、職員が在職中及び退職後においても、業務上知り得た秘密を保持すべき旨を定め、雇用契約の内容とする。

(安全計画の策定等)

第19条 学園は、障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する学園外での活動、取組等を含めた学園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他学園における安全に関する事項についての計画（以下この条において、「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 学園は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

- 3 学園は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。
- 4 学園は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第20条 学園は、障害児の学園外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認するものとする。
- 2 学園は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行うものとする。

(苦情解決)

- 第21条 サービス提供等に関する園児等からの苦情があった場合、福祉会（みつばすみれ学園・すずらん）苦情解決の体制整備要綱（平成13年4月1日施行）により、迅速かつ適切に対応するものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第22条 学園は、提供する児童発達支援について、1年に1回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図るものとする。
- 2 学園は前項における評価及び改善の内容を公表するものとする。

(その他運営についての留意点)

- 第23条 学園は、適切な障害児通所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 学園は、他の事業所等に対して、障害児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児の同意を得ておかなければならない。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 社会福祉法人朝霞地区福祉会みつばすみれ学園運営規程（昭和59年2月3日）の全部を改正する。
- 2 この規程は、平成25年3月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期間)

- 1 この規程は、令和5年6月12日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31までの間において、第17条の規定の運用については、これらの規定中「講じる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」と、「周知する」とあるのは「周知するよう努める」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 令和6年3月1日までの間において、第18条の規定の運用については、学園において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場

合は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在確認を行うものとする。

附 則  
この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 7 年 9 月 1 6 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。